Ｊ　Ａ　新　庄　市　の　現　況

ディスクロージャー誌２０２４

令和５年４月１日～令和６年３月31日

ＪＡ新庄市

新 庄 市 農 業 協 同 組 合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
　ＪＡ新庄市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ＪＡ新庄市の現況」を作成いたしました。
　皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
　今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和６年７月
新庄市農業協同組合

（注）本冊子は、農業協同組合法第 54 条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ＪＡのプロフィール（令和６年３月末現在）

◇設　　立	昭和４７年３月
◇本店所在地	山形県新庄市沖の町５番５５号
◇出　資　金	４億４，０６４万円
◇総　資　産	１４０億３，２９３万円
◇組合員数	１，９３７人
◇役員数	１９人
◇職員数	５５人
◇拠点数	５か所
◇単体自己資本比率	１０．９２％

目　次

あいさつ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１．経営基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．経営管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．事業の概況（令和５年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４．農業振興活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
５．地域貢献情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６．リスク管理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
７．自己資本の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
８．主な事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

【経営資料】
Ⅰ　決算の状況
１．貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
２．損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
３．注記表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
４．剰余金処分計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
５．部門別損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
６．財務諸表の正確性等にかかる確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
Ⅱ　損益の状況
１．最近の５事業年度の主要な経営指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
２．利益総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
３．資金運用収支の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
４．受取・支払利息の増減額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
Ⅲ　事業の概況
１．信用事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（１）貯金に関する指標
①　科目別貯金平均残高
②　定期貯金残高
（２）貸出金等に関する指標
①　科目別貸出金平均残高
②　貸出金の金利条件別内訳残高
③　貸出金の担保別内訳残高
④　債務保証見返額の担保別内訳残高
⑤　貸出金の使途別内訳残高
⑥　貸出金の業種別残高
⑦　主要な農業関係の貸出金残高
⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

⑪　貸出金償却の額
（3）内国為替取扱実績
2．共済取扱実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（1）長期共済保有高
（2）医療系共済の共済金額保有高
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高
（4）年金共済の年金保有高
（5）短期共済新契約高
3．農業・生活その他事業取扱実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
（1）購買事業取扱実績
①買取購買品
（2）販売事業取扱実績
①受託販売品
（3）保管事業取扱実績
（4）利用事業実績取扱実績
（5）その他の事業取扱実績
Ⅳ　経営諸指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
1．利益率
2．貯貸率・貯証率
Ⅴ　自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
1．自己資本の構成に関する事項
2．自己資本の充実度に関する事項
3．信用リスクに関する事項
4．信用リスク削減手法に関する事項
5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
6．証券化エクスポージャーに関する事項
7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
9．金利リスクに関する事項
Ⅵ　連結情報
1．グループの概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
（1）グループの事業系統図
（2）子会社等の状況
（3）連結事業概況
（4）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標
（5）連結貸借対照表
（6）連結損益計算書
（7）連結キャッシュ・フロー計算書
（8）連結注記表
（9）連結剰余金計算書
(10) 農協法に基づく開示債権
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等
2．連結自己資本の充実の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３

（1）自己資本の構成に関する事項
（2）自己資本の充実度に関する事項
（3）信用リスクに関する事項
（4）信用リスク削減手法に関する事項
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
（6）証券化エクスポージャーに関する事項
（7）オペレーショナル・リスクに関する事項
（8）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(10) 金利リスクに関する事項

【ＪＡの概要】
１．機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１８
２．役員構成（役員一覧） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１９
３．組合員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２０
４．組合員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２０
５．特定信用事業代理業者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２０
６．地区一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１
７．沿革・あゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１
８．店舗等のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１

あいさつ

日頃より、私ども新庄市農業協同組合（ＪＡ新庄市）をご利用いただき心よりお礼を申し上げます。

さて、当農協の業務内容および活動状況等について、皆様よりご理解とご支援を賜り更にご利用いただくため、ディスクロージャー誌「ＪＡ新庄市の現況」を作成致しましたのでご紹介いたします。

当農協は昭和 23 年に新庄町農業協同組合として創立以来、一貫して『農民の協同組織の発展を促進し、もって農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する』ことを目的に 70 余年の歩みを刻んでまいりました。この間、市制施行に伴う名称の変更や市内 4 農協の合併などを経て、組合員をはじめ地域住民の皆様に支えられ今日の農協を築いて来ることができました。

70 余年の間に状況は変化し、経営規模の大きな農家の増加とともに農家人口と米の消費が減少、食料自給率は 40％を切っています。そこにコロナウィルスの蔓延と国際紛争の勃発で物流が激変し、食料と生産資材の輸入が困難な状況となって食料危機を身近に体験する事態となりました。

折しも「食料・農業・農村基本法」見直しと重なり、消費者、生産者、行政、JA グループが一体となって食料安全保障の重要性を提案し、生産者の経営を支える「農産物の適正な価格形成」と共に盛り込まれています。

コロナが収まり、国際的な人の動きも活発になり、インバウンド需要は以前に戻りつつあります。「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重点とし、創造的自己改革を実現するため、事業利用に対する助成や各種補助事業の活用と提案、販売拡大に向けた販売先との交渉や新品目の振興を継続します。また、管内小中学校等への農畜産物の無償提供や地域イベントへの参加など、組合員と地域に必要とされる農協を目指します。

今後とも、皆様に愛され、信頼される農協として諸事業、諸活動に取り組んで参りますので支援、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。

令和 6 年 7 月

新庄市農業協同組合
代表理事理事長　柿崎広昭

１．経営基本方針

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当ＪＡでは、担い手の育成や作業受委託の推進、販売力の強化と営農指導員の活動の充実、食農・食育の推進、生産コストの低減等の取り組みとして、市況対策、農業用軽油・灯油等の利用助成、ポイント制による肥料・農薬・飼料の利用額に応じた付与等を実施し、≪所得の増大≫に寄与し、≪農業生産の拡大≫に取り組みます。

◇信用・共済事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

２．経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広く反映するとともに、業務執行を機動的に行うために経営管理委員会制度を採用しており、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

３．事業の概況（令和５年度）

令和５年度は新型コロナが５類に移行しインバウンド需要が回復しました。紛争の影響が大きかった物流は安定してきましたが、当 JA では予約購買による品目集約と適正仕入れで対応し、資材価格上昇を抑えることができました。

農産物生産は夏季の高温が大きく品質に影響し、作況は「やや不良」で一等米比率は低下しましたが、米価格は連続して上昇しました。

◇営農・経済関連事業

〈稲作〉

異常な高温と少雨が収量、品質ともに影響し、作況は２年連続「９８」、集荷数量は８１，６９４俵（前年比 103%）、米価格は１，３００円アップ、一等米比率は８６．６％（前年 96%）となりました。

〈野菜・園芸〉

露地野菜は、少雨の影響で生産量が減少したため販売単価が上昇し、販売高９，７６９万円（前年比 105%）と連続して増加、促成野菜も販売単価が上がったものの生産量が減少し６８３万円（前年比 60%）と減少、花弁は、高温で開花が早まり需要期に出荷できず、出荷本数は３９．４万本（前年比 111%）と増加しましたが販売高は５，０２９万円（前年比 87%）となりました。

〈畜産〉

飼料価格の高騰が肥育農家の経営を圧迫し、繁殖子牛価格を下げています。母牛は更新し現状維持しており、子牛の販売頭数は２２４頭（前年比 99%）と横ばいですが、子牛一頭の平均価格は５２．９万円（前年比 93%）、販売高１億１，８６７万円（前年比 93%）となりました。

酪農は、頭数減少と高温の影響が重なり乳量は５８９ｔ（前年比 79%）となりました。

〈購買〉

ウクライナ侵攻と人口増加の影響で、停滞した原料の供給は回復したものの人件費を始めとする諸経費の上昇から、高騰前の価格には戻っておらず引き続き、予約注文を基本に先取り仕入れによる価格要請に取り組みました。

農機自動車センターでは、半導体不足による納期遅延は緩和されましたが原材料と物流経費の上昇で農機価格が大きく上がりました。

購買事業全体の供給高は６億５，２３３万円（前年比 102%）、生産資材は４億５，４８０万円（前年比 112%）、生活資材３，９９３万円（前年比 90%）農機１億３，７４２万円（前年比 80%）、自動車２，０１９万円（前年比 123%）となりました。

◇信用事業

〈貯金〉

低金利に回復の兆しはあるものの、物価高から貯蓄よりも決済資金の動きが活発な中で、ネットバンキングなどの IT ツールの機能拡充と利用促進を図り、窓口感謝デーや一泊での年金受給者の旅行を開催しました。

年度末貯金残高は１２４億５，３４４万円（前年比 100%）となりました。

〈融資〉

農業資金は、異常気象による収入減少と機械導入や農地取得といった経営基盤の拡充に柔軟に対応し、組合員の営農活動の進展に寄与できました。

住宅ローン、マイカーや教育等の小口ローンでは、特に自動車購入での相談が多く、丁寧な説明により利用者の拡大が図られました。

年度末貸出金残高は、４１億９，８１１万円（前年比 98%）となりました。

令和５年度から「貸出システム」の運用を開始し、インターネットでの非対面の融資申し込みが可能となり、さらなる利便性と迅速性に繋がっています。

◇共済事業

令和５年度の支払共済金は、満期共済金４億４，０９０万円、長期と短期を合わせた事故共済金は２億６５９万円、その他の給付金を合わせた支払共済金額は総額６億７，７７７万円となりました。

万が一に備え、ライフアドバイザーを中心に、組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足を提案し、長期共済目標５０万ポイントに対し２８．６万ポイント（目標対比 57.2%）、短期共済目標８７万ポイントに対し８９．９万ポイント（目標対比 103.3%）となり、推進総合目標１３７万ポイントに対し１１８．５万ポイント（目標比 86.5%）となりました。

４．農業振興活動

☆水稲直播栽培圃場実演会の開催
☆「みのりの秋」最上但馬牛肉賞味会の開催
☆管内小学校への食農教育の副読本の提供
☆管内保育園・小中学校への食材提供（人参）
☆安心・安全な農畜産物づくりへの取組み（生産履歴記帳運動）
☆青年部食育活動　市内小学校での田植・稲刈り指導
☆農業所得申告相談会

５．地域貢献情報

☆青年部による老人介護施設への米（つや姫）寄贈
☆子供食堂への米提供（はえぬき）
☆ＪＡ共済カーブミラー寄贈（新庄市へ）
☆職員による地域見守り支援の実施
☆管内小中学校への給食食材提供６月（にら）９月（ねぎ）１月（牛肉）
☆管内地域イベントへの参加

「経営者保証に関するガイドライン」への当組合の取組方針について」

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。
当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。
➤全国銀行協会　：　https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/
➤日本商工会議所　：　https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性、資産の状況等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様（債務者・保証人）の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

（1）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）保証金額に設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、申込額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に　勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

（1）農業者等からの既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、契約締結時と同様の視点に立ち、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。検討の結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、その時点での資産・収入状況や信用状況を鑑み、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証の必要性を十分に検討したうえで保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要性経費の考え方との整合性等を総合的に勘案しし決定します。

６．リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっていいます。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部等を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財

務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。　当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する

社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このためコンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえで、その内容をホームページ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口
電話番号：０２３３－２２－３９６６
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター、仙台弁護士会紛争解決支援センター
東京弁護士会紛争解決センター（電話番号：　０３-３５８１-００３１）
第一東京弁護士会仲裁センター（電話番号：　０３-３５９５-８５８８）
第二東京弁護士会仲裁センター（電話番号：　０３-３５８１-２２４９）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話　03-6837-1359）にお申し出ください。なお東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

また、東京三弁護士会では東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用することができます。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話番号　03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
（一社）自賠責保険・共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

７．自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年３月末における自己資本比率は、１０．９２％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	４４０百万円（前年度４４７百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

８．主な事業の内容

（１）主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・農林中金の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。

また、キャッシュカードご利用で全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどの ATM・CD でも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯金商品一覧

普　通　貯　金	いつでも、いくらでも預入れ、払戻しができる貯金です。
総　合　口　座	普通貯金、定期貯金、自動融資を一冊の通帳にセット。給与や年金の受取、公共料金やクレジット代金等の自動支払いの他、残高不足でも定期貯金の９０％まで自動融資が受けられます。
スーパー定期	預入期間は 1 ヶ月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年の他、満期日指定型もあります。（預入限度 1,000 万円未満）
大口定期貯金	1000 万円以上から預入できます。預入期間は 1 ヶ月以上 5 年以内であれば自由に選べます。預入時点の市場実勢金利を反映した定期貯金です。
期日指定定期貯金	最長預入期間は 3 年（据置期間 1 年）。1 年複利ですので、長く預ける程利息が利息を生む、大変お得な定期貯金です。（預入限度 300 万円未満）
積立定期貯金	積立期間は、目標式（1 年以上 10 年以内で自由設定）と期間を定めない自由式の 2 種類があります。1 本 1 本の積立金を期日指定定期貯金でお預かりし、満期日に 1 口の元利金として一度に受け取れます。
定　期　積　金	積立期間は 6 か月以上、10 年以内。積立額を自由に設定し、毎月一定額を積み立てます。

貸出商品一覧

アグリマイティ資金	農業に関する設備費・運転資金について貸出期間原則 10 年以内（対象事業に応じ最長 20 年以内）で事業費の 100%の範囲内で貸出致します。
JA 農機ハウスローン	農業に関する大農機具購入について貸出可能期間原則 10 年以内で一組合員あたり 1,800 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
営　農　ロ　ー　ン	営農運転資金について貸出期間 1 年以内（自動更新）で極度額 300 万円以内（農産物販売代金の 7 割）を貸出致します。
アグリスーパー資金	農業に関する運転資金について貸出期間 1 年以内で水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額及び対象品目の販売代金相当のうち、JA 口座に入金される金額の範囲内で貸出致します。
担い手応援ローン	農業に関する運転資金について貸出期間 1 年以内（自動更新）で貸出金 3,000 万円以内を貸出致します。
事　業　資　金	事業運営に必要な資金について資金期間 30 年以内（運転資金は 5 年以内）で農協所定の限度額内で、所要範囲内で貸出致します。

生　活　資　金	生活に必要な資金について貸出期間 10 年以内で農協所定の限度額内で所要額範囲内を貸出致します。
住　宅　ロ　ー　ン	住宅に関する資金について貸出期間 35 年以内で貸出金 10,000 万円以内とし所要額以内で貸付致します。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修、住宅関連施設の設置等に関する資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
マイカーローン	自動車に関する必要資金について貸出期間 10 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
教　育　ロ　ー　ン	教育に関する必要資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
フ　リ　ー　ロ　ー　ン	生活に必要な資金について貸出期間 5 年以内（JA 住宅ローン利用者は 7 年以内）で貸出金 300 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
賃貸住宅ローン	賃貸住宅に関する資金について貸出期間 30 年以内で農協所定の限度額内で所要額以内を貸出致します。
負　債　整　理　資　金	経営改善計画書において負債整理資金利用による債務整理を認められた負債について貸出期間 35 年以内で農協所定の限度額以内で所要額以内を貸出致します。

手数料一覧

取扱手数料項目			手数料金額	徴収方法
項　目	細　目		(円)	
1.貸出・貯金等	(1)残高証明書発行手数料	（１通）	６６０	受付の都度
事務共通	(2)取引明細表発行手数料	（１通）	１，１００	〃
2.貸出・債務	(1)融資証明書発行手数料	（１通）	３，３００	受付の都度
保証事務	(2)貸付金条件変更手数料	（１件）	６，６００	変更の都度
	(住宅ローンのみ)			
	(3)貸付金繰上償還手数料	（１件）		
	(住宅ローンのみ)			
	①一部繰上償還			償還の都度
	ｱ.窓口利用		４，４００	
	ｲ.インターネットバンキング利用		無　料	
	②全額繰上償還			
	ｱ.貸付実行日より３年未満の経過		４，４００	償還の都度
	ｲ.貸付実行日より３年以上５年未満の経過		３，３００	〃
	ｳ.貸付実行日より５年以上７年未満の経過		２，２００	〃
	ｴ.貸付実行日より７年以上の経過		１，１００	
	(4)発行手数料			
	ローンカード		無　料	

	(5)再発行手数料		
	ローンカード	１，６５０	受付の都度
	(6)貸付取扱手数料		
	①融資金額５００万円以下	３０，８００	融資の都度
	②融資金額５００万円超	４４，０００	〃
3.貯金業務	(1)貯蓄貯金自動振替サービス手数料（１契約）	無　料	
	(2)カード発行手数料		
	①磁気キャッシュカード（１枚）	無　料	
	②ＩＣキャッシュカード（１枚）	無　料	
	③ＪＡカード（一体型）（１枚）	無　料	
	(3)再発行手数料		
	①貯金通帳（１冊）	２，２００	受付の都度
	②貯金証書（１通）	２，２００	〃
	③磁気キャッシュカード（１枚）	２，２００	〃
	④ＩＣキャッシュカード（１枚）	２，２００	〃
	⑤ＪＡカード（一体型）（１枚）	２，２００	〃
	(4)手形等用紙代		
	①小切手帳（１冊）	６６０	交付の都度
	②約束手形・為替手形（１冊）	８８０	〃
	③自己宛小切手（１枚）	５５０	〃
	④マル専手形（１枚）	５５０	〃
	(5)マル専当座貯金口座開設手数料（１口座）	３，３００	口座開設時
	(6)口座振替・振込手数料（１件）	個別契約による	個別契約による
	(7)法人ＪＡインターネットバンキング口座振替・振込手数料	〃	〃
	(8)窓口収納手数料（１件）	個別契約による	個別契約による
	(9)同一店内振込手数料（１件）		
	①窓口		
	ｱ.振込金額３万円未満	２２０	取引の都度
	ｲ.振込金額３万円以上	４４０	〃
	②自動化機器		〃
	ｱ.系統カード振込	１１０	
	ｲ.他行カード振込	２２０	
	③インターネットバンキング	無　料	
	(10)定時定額自動振替	個別契約による	取引の都度
	(11)インターネットバンキングサービス利用料	無　料	
	(12)法人ＪＡインターネットバンクサービス利用料	**無　料**	
	①契約料	無　料	
	②照会・振込サービス利用料	１，１００	口座振替
	③照会・振込サービス利用料＋データ伝送サービス利用料	３，３００	口座振替
	(13)顧客手数料		
	下表のとおり	下表のとおり	取引の都度

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">当組合本所宛（注1）</td><td colspan="2">他金融機関宛</td></tr>
<tr><td colspan="2">送金手数料</td><td colspan="2">1件につき　550 円</td><td>普通扱い
（送金小切手）</td><td>1件につき 770 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込
手数料</td><td rowspan="2">窓口利用（（注2））</td><td colspan="2" rowspan="2">3万円未満1件につき
330 円
3万円以上1件につき
550 円</td><td>電信扱い</td><td>3万円未満1件につき
660 円
3万円以上1件につき
880 円</td></tr>
<tr><td>文書扱い</td><td>3万円未満1件につき
660 円
3万円以上1件につき
880 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機械利用（注3）</td><td>当組合
カード</td><td>3万円未満1件につき　330 円
3万円以上1件につき　550 円</td><td>電信扱い</td><td>3万円未満1件につき
660 円
3万円以上1件につき
880 円</td></tr>
<tr><td>他県・
JFマリン
カード</td><td>3万円未満1件につき　330 円
3万円以上1件につき　550 円</td><td>電信扱い</td><td>3万円未満1件につき
660 円
3万円以上1件につき
880 円</td></tr>
<tr><td>他行
カード</td><td>3万円未満1件につき　330 円
3万円以上1件につき　550 円</td><td>電信扱い</td><td>3万円未満1件につき
660 円
3万円以上1件につき
880 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">代金取立手数料
（隔地間）</td><td colspan="2" rowspan="2">1通につき　550 円</td><td>至急扱い</td><td>1通につき　880 円</td></tr>
<tr><td>普通扱い</td><td>1通につき　660 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">○送金・振込の組戻料　1件につき　660 円
○不渡手形返却料　1通につき　660 円
○取立手形組戻料　1通につき　660 円
○取立手形店頭呈示料　1通につき　660 円
ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。
○離島回金料　無　料</td></tr>
</table>

（注1）系統あての振込等については、当組合本所あての料率を適用する。

（注2）視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用（自動化機器）と同額とする。

（注3）機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込、インターネットバキング、JAインターネットバンキングによる振込等をいう。

ATM 手数料

曜　日	時　間　帯	同一農協内取引 県内農協相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀行提携ネット（注１）		業態間提携ネット			ﾛｰｿﾝ銀行・ｲｰﾈｯﾄ ATM 提携（注２）
						JF マリンバンク	三菱 UFJ 銀行	以外	
		入金	出金	入金	出金	出金	出金	出金	入出金
平　日	8:00 ～ 8:45	無料		無料	220	無料	110	220	110
	8:45 ～18:00				110		無料	110	無料
	18:00 ～ 23:00				220		110	220	110
土曜日	8:00 ～ 9：00				220		110	220	110
	9:00 ～14:00				110		110	220	無料
	14:00 ～ 21:00				220		110	220	110
日曜日	8:00 ～21:00				220		110	220	110
祝　日	8:00 ～21:00				220		110	220	110
年末日	8:00 ～21:00				220		110	220	110

曜　日	時　間　帯	ＡＴＭ振込		
		ＪＦマリンカード	他県カード	他行カード
		出金	出金	出金
平　日	8:00 ～ 8:45	無料	無料	220
	8:45 ～18:00			110
	18:00 ～23:00			220
土曜日	8:00 ～ 9：00	無料	無料	220
	9:00 ～14:00			220
	14:00 ～21:00			220
日曜日	8:00 ～21:00			220
祝　日	8:00 ～21:00			220
年末日	8:00 ～21:00			220

（2）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善を実施、(3)全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援資金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2023 年 3 月末現在で 4,708 億円となっています。

【経営資料】

Ⅰ　決算の状況

１．貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	４年度 （令和5年3月31日）	５年度 （令和6年3月31日）
（資　産　の　部）		
１　信用事業資産	**11,553,120**	**11,687,197**
(1)　現金	99,915	91,534
(2)　預金	7,265,256	7,446,279
系統預金	(7,190,741)	(7,377,205)
系統外預金	(74,514)	(69,073)
(3)　貸出金	4,249,452	4,198,114
(4)　その他の信用事業資産	14,463	20,005
未収収益	(7,015)	(8,753)
その他の資産	(7,447)	(11,252)
(5)　貸倒引当金	△75,967	△68,737
２　共済事業資産	**218**	**90**
(1) その他の共済事業資産	218	90
３　経済事業資産	**388,621**	**403,832**
(1) 経済事業未収金	103,881	89,676
(2) 経済受託債権	185,169	242,420
(3) 棚卸資産	107,156	79,254
購買品	(107,156)	(79,254)
(4) その他の経済事業資産	6,390	6,390
(5) 貸倒引当金	△13,976	△13,909
４　雑資産	**34,750**	**33,415**
５　固定資産	**985,466**	**951,377**
(1) 有形固定資産	978,079	943,829
建物	1,172,017	1,157,029
機械装置	176,844	177,703
土地	738,151	736,600
リース資産	239,314	248,454
その他有形固定資産	286,619	284,183
減価償却累計額	△1,634,868	△1,660,141
(2) 無形固定資産	7,387	7,548
６　外部出資	**954,704**	**954,864**
(1)　外部出資	954,704	954,864
系統出資	925,501	925,501
系統外出資	29,203	29,363
７　繰延税金資産	**4,977**	**2,158**
資産の部合計	**13,921,860**	**14,032,936**

（単位：千円）

科　　目	４年度 （令和5年3月31日）	５年度 （令和6年3月31日）
（負　債　の　部）		
１　信用事業負債	**12,444,769**	**12,489,366**
(1) 貯金	12,427,834	12,453,440
(2) 借入金	4,856	4,347
(3) その他の信用事業負債	12,078	31,578
未払費用	(1,420)	(898)
その他の負債	(10,658)	(30,679)
２　共済事業負債	**67,075**	**107,373**
(1) 共済資金	34,351	75,740
(2) 未経過共済付加収入	32,700	31,543
(3) 共済未払費用	24	89
３　経済事業負債	**120,296**	**126,827**
(1) 経済事業未払金	61,859	28,192
(2) 経済受託債務	58,436	98,634
５　雑負債	**93,440**	**102,925**
(1) 未払法人税等	1,815	8,501
(2) リース債務	51,033	55,960
(3) 資産除去債務	12,297	12,582
(4) その他の負債	28,294	25,880
６　諸引当金	**182,010**	**158,878**
(1) 賞与引当金	4,280	4,455
(2) 退職給付引当金	108,785	94,865
(3) 役員退職慰労引当金	12,389	14,009
(4) 特例業務負担金引当金	29,068	25,420
(5) 子会社支援引当金	27,485	20,128
８　再評価に係る繰延税金負債	**97,090**	**96,699**
負債の部合計	**13,004,683**	**13,082,070**
（純　資　産　の　部）		
１　組合員資本	**684,105**	**718,766**
(1) 出資金	447,342	440,640
(2) 利益剰余金	250,500	291,995
利益準備金	148,707	159,707
その他利益剰余金	101,793	132,288
当期未処分剰余金	101,793	132,288
（うち当期剰余金）	(53,728)	(40,523)
(3) 処分未済持分	**△13,737**	**△13,869**
２　評価・換算差額等	**233,071**	**232,099**
(1) 土地再評価差額金	233,071	232,099
純資産の部合計	**917,176**	**950,865**
負債及び純資産の部合計	**13,921,860**	**14,032,936**

２．損益計算書

（単位：千円）

科　　目	４年度 （自　令和4年4月１日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月１日 至　令和6年3月31日）
1　事業総利益	**397,416**	**401,772**
事業利益	**1,013,293**	**1,017,822**
事業費用	**615,877**	**616,050**
(1) 信用事業収益	105,313	102,094
資金運用収益	92,336	89,783
（うち預金利息）	(34,396)	(34,480)
（うち貸出金利息）	(54,285)	(54,762)
（うちその他受入利息）	(3,654)	(540)
役務取引等収益	9,229	8,553
その他経常収益	3,747	3,757
(2) 信用事業費用	13,506	11,636
資金調達費用	2,069	1,603
（うち貯金利息）	(1,867)	(1,513)
（うち給付補塡備金繰入）	(102)	(13)
（うち借入金利息）	(14)	(13)
（うちその他支払利息）	(83)	(62)
役務取引等費用	2,838	2,924
その他経常費用	8,598	7,108
（うち貸倒引当金戻入益）	(△5,431)	(△7,229)
信用事業総利益	**91,806**	**90,458**
(3) 共済事業収益	96,299	88,098
共済付加収入	90,530	83,332
その他の収益	5,768	4,766
(4) 共済事業費用	5,093	5,751
共済推進費	2,676	2,347
その他の費用	2,416	3,403
共済事業総利益	**91,206**	**82,347**
(5) 購買事業収益	666,520	680,946
購買品供給高	597,093	615,874
購買品手数料	1,430	1,095
修理サービス料	47,181	42,209
その他の収益	20,815	21,766
(6) 購買事業費用	561,872	562,905
購買品供給原価	516,308	525,849
購買品供給費	2,331	1,084
修理サービス費	32,372	28,919
その他の費用	10,859	7,051
（うち貸倒引当金繰入）	(2,212)	－
（うち貸倒引当金戻入益）	－	(△238)
購買事業総利益	**104,647**	**118,041**
(7) 販売事業収益	75,434	72,809
販売手数料	56,112	53,601
その他の収益	19,321	19,207
(8) 販売事業費用	4,140	4,212
その他の費用	4,140	4,212
（うち貸倒引当金繰入額）	(235)	(171)
販売事業総利益	**71,293**	**68,596**
(9) 保管事業収益	42,534	42,914
(10) 保管事業費用	8,304	7,355
保管事業総利益	**34,229**	**35,558**
(11) 利用事業収益	20,192	22,313
(12) 利用事業費用	12,178	13,355
利用事業総利益	**8,014**	**9,957**
(13) 宅地等供給事業収益	561	1,171
(14) 宅地等供給事業費用	35	16
宅地等供給事業総利益	**525**	**1,154**
(16) 指導事業収入	6,437	6,474
(17) 指導事業支出	10,744	10,817
指導事業収支差額	**△4,306**	**△4,342**

科　　目	４年度 （自　令和4年4月１日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月１日 至　令和6年3月31日）
2　事業管理費	**365,320**	**353,616**
(1) 人件費	236,312	233,674
(2) 業務費	29,188	30,920
(3) 諸税負担金	20,974	20,886
(4) 施設費	74,205	63,645
(5) その他事業管理費	4,638	4,489
事　業　利　益	**32,095**	**48,155**
3　事業外収益	**44,841**	**41,101**
(1) 受取出資配当金	16,020	16,022
(2) 賃貸料	13,906	14,726
(3) 雑収入	14,914	10,352
4　事業外費用	**24,777**	**23,538**
(1) 寄付金	535	275
(2) 賃貸費用	12,558	13,693
(3) 雑損失	11,675	9,568
(4) 貸倒引当金繰入	7	1
経　常　利　益	**52,159**	**65,718**
5　特別利益	**8,431**	**7,448**
(1) 固定資産処分益	－	90
(2) 子会社支援引当金戻入益	8,431	7,357
6　特別損失	**1,046**	**18,442**
(1) 固定資産処分損	897	14
(2) 減損損失	149	18,427
税引前当期利益	**59,544**	**54,725**
法人税・住民税及び事業税	4,056	11,773
法人税等調整額	1,759	2,428
法人税等合計	**5,815**	**14,202**
当期剰余金	**53,728**	**40,523**
当期首繰越剰余金	**48,064**	**90,793**
土地再評価差額金取崩額	－	**972**
当期未処分剰余金	**101,793**	**132,288**

（3）４年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

（1）次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
イ　子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
ロ　その他有価証券
・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

③　棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品(肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品)
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(農機・自動車)
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（上記以外)
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)

（2）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産(リース資産を除く)
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
②無形固定資産
定額法
③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（3）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。
②賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。
④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和5年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財、又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ　保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ　利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ　宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示してい　ます。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。　　また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買品手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積もりに関する注記】

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）4,977 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は6,037 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 5 年 3 月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当期の計算書類に計上した金額　減損損失　149 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和５年３月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（3）貸倒引当金

①　当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　89,955 千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(３)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記　　載し

ております。

（ⅱ）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

（ⅲ）翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

（1）有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　554,563千円　機械装置　77,185千円　その他の有形固定資産　73,925千円

（2）担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をＪＡバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

（3）子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額は　72,722千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は　1,541千円です。

（4）役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は89,364千円です。

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。

（5）信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,540千円、危険債権額は103,652千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,192千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

（6）土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日　　平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△296,261千円

③同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

（1）子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額　14,840 千円
　うち事業取引高　2,281 千円
　うち事業取引高以外　12,558 千円

② 子会社等との取引による費用総額　545 千円
　うち事業取引高　- 千円
　うち事業以外取引高　545 千円

（1）減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員の JA 利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
梅ヶ崎用地	遊　休	土　地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地	149 千円（土地 149 千円）
合　計	149 千円（土地 149 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

（1） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸　付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組　合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。　また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査　にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基　準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・　向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成　・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については　「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることによ　り、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバラン　スを重視したＡＬＭを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めてい　ます。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 10,642 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な　流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要　素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検　討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない　場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定に　おいては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる　こともあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預　金	7,265,256	7,264,030	△1,225
貸出金	4,249,452		
貸倒引当金（*1）	△75,967		
貸倒引当金控除後	4,173,485	4,239,349	65,864
資　産　計	11,438,741	11,503,380	64,638
貯金	12,427,834	12,425,732	△2,101
負　債　計	12,427,834	12,425,732	△2,101

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実　行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっていま　す。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリス　クフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額とし　て算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割

り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	954,704
合計	954,704

④　　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	7,265,256	－	－	－	－	－
貸出金（※１・２）	519,904	287,258	260,811	237,246	215,173	2,716,237
合計	7,785,160	287,258	260,811	237,246	215,173	2,716,237

（※１）貸出金のうち、当座貸越176,603千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「５年超」に含めています。

（※２）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 10,280 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年以内 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（※１）	11,551,549	521,387	292,327	11,878	50,001	690
合計	11,551,549	521,387	292,327	11,878	50,001	690

（※１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	99,257 千円
退職給付費用	17,569 千円
退職給付の支払額	△6,577 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△1,464 千円
期末における退職給付引当金	108,785 千円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	128,906 千円
特定退職金共済制度	△20,120 千円
退職給付引当金	108,785 千円

(4)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	17,569 千円

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金2,875千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,

209 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

（1） 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	20,997 千円
減損損失（非償却資産）	12,838 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	7,602 千円
貸倒損失	11,497 千円
退職給付引当金	3,518 千円
資産除去債務	3,401 千円
役員退職慰労引当金	3,427 千円
無形固定資産	3,452 千円
経済受取利息	1,902 千円
賞与引当金	1,183 千円
繰越欠損金	11,255 千円
その他	1,334 千円
繰延税金資産小計	98,167 千円
評価性引当額	△92,130 千円
繰延税金資産合計（A）	6,037 千円
繰延税金負債	
全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	△910 千円
繰延税金負債合計（B）	△1,059 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	4,977 千円

（2） 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.72%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額の増減	△8.18%
欠損金の当期控除額	△18.90%
法人税額から控除される所得税額	1.52%
その他	8.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.77%

５年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

（１）次に掲げるものの評価基準及び評価方法
①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
イ　子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
ロ　その他有価証券
・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
②棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品(肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品)
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(農機・自動車)
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（上記以外)
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)
（２）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産(リース資産を除く)
定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
②無形固定資産
定額法
③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
（３）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。
②賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。
④役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
⑤特例業務負担金引当金
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和６年３月末現在における令和 14 年３月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ　保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ　利用事業

ライスセンター・農産物出荷等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ　宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示してい　ます。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。　　また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を

控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買品手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計上の見積もりに関する注記】

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）2,158 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は3,168 千円であります。）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 5 年 6 月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　減損損失　18,427 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年6月に決議した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（3）貸倒引当金

①　当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　82,660 千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ⅱ)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(ⅲ)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

（1）有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　554,563 千円　機械装置　77,185 千円　その他の有形固定資産　73,925 千円

（2）担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をＪＡバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

（3）子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額は　64,918千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は　1,287千円です。

（4）役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は60,748千円です。

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。

（5）信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,718千円、危険債権額は88,333千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,052千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

（6）土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日　　平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△294,834千円

③同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

（1）子会社等との取引高の総額

①　子会社等との取引による収益総額		15,661千円
	うち事業取引高	1,968千円
	うち事業取引高以外	13,693千円
②　子会社等との取引による費用総額		545千円
	うち事業取引高	-千円
	うち事業以外取引高	545千円

（1）減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員のJA利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	その他
梅ヶ崎用地	遊　休	土地	業務外固定資産
産直いなふね	遊　休	建物・器具備品	業務外固定資産
本合海相談所	遊　休	建物・構築物・器具備品・土地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

産直いなふねは閉店により、店舗営業に係る資産について遊休資産となった為、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

本合海相談所は店舗廃止により、遊休資産となった為、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地　　124 千円（土地 124 千円）

産直いなふね　7,626 千円（建物 7,411 千円、器具備品 214 千円）

本合海相談所　10,677 千円（建物 7,577 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 475 千円、土地 1,426 千円）

合　計　18,427 千円（建物 14,988 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 689 千円、土地 1,551 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に一定の調整を加えて算定しています。

【金融商品に関する注記】

（1）　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

②　金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 7,400 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がありま

す。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預　金	7,446,279	7,440,674	△5,604
貸出金	4,198,114		
貸倒引当金（*1）	△68,737		
貸倒引当金控除後	4,129,377	4,170,380	41,003
資　産　計	11,575,656	11,611,055	35,398
貯金	12,453,440	12,445,032	△8,408
負　債　計	12,453,440	12,445,032	△8,408

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑤　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	954,864
合計	954,864

⑥　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	7,446,279	－	－	－	－	－
貸出金（※１・２・３）	473,246	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121
合計	7,919,525	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121

（※１）貸出金のうち、当座貸越 149,929 千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「５年超」に含めています。

（※２）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,090 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（※３）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等3,055千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年以内 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（※１）	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462
合計	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462

（※１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	108,785 千円
退職給付費用	16,208 千円
退職給付の支払額	△17,325 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,803 千円
期末における退職給付引当金	94,865 千円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	121,065 千円
特定退職金共済制度	△26,200 千円
退職給付引当金	94,865 千円

(4)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	16,208 千円

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金2,909千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、23,700千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

（3）　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	19,056 千円
減損損失（非償却資産）	12,890 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	5,567 千円
貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,480 千円
役員退職慰労引当金	3,875 千円
無形固定資産	3,708 千円
経済受取利息	1,958 千円
賞与引当金	1,232 千円
その他	1,420 千円
繰延税金資産小計	80,438 千円
評価性引当額	△77,274 千円
繰延税金資産合計（A）	3,168 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	△861 千円
繰延税金負債合計（B）	△1,009 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	2,158 千円

（4）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.05%
評価性引当額の増減	△6.58%
その他	6.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95%

４．剰余金処分計算書

（単位：円）

科　　目	４年度	５年度
１．当期未処分剰余金	101,793,177	132,288,547
計	101,793,177	132,288,547
２．剰余金処分額	11,000,000	10,000,000
(1)　利益準備金	11,000,000	10,000,000
３．次期繰越剰余金	90,793,177	122,288,547

（注）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額2,100,000円が含まれています。

４年度	3,000 千円
５年度	2,100 千円

５．部門別損益計算書（令和４年度）

（単位：千円）

区　　分	計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営　農 指導事業	共通管理費等
事業収益　①	1,013,293	105,313	96,299	710,248	94,993	6,437	
事業費用　②	615,877	13,506	5,093	504,213	82,316	10,744	
事業総利益３（1−2）	397,416	91,806	91,206	206,034	12,676	△4,306	
事業管理費　④	365,320	59,942	54,211	197,047	32,825	21,296	
（うち減価償却費⑤）	(25,112)	(1,428)	(1,013)	(17,934)	(4,357)	(380)	
（うち人件費　⑤’）	(236,312)	(41,641)	(39,012)	(121,625)	(17,444)	(16,590)	
	25,813	22,947	80,310	12,907	8,605	14,075	△150,582
	(1,140)	(1,013)	(3,545)	(570)	(380)	(657)	(△6,648)
	(11,698)	(10,398)	(36,394)	(5,849)	(3,899)	(5,567)	(△68,238)
事業利益　⑧（③−④）	32,095	31,864	36,994	8,988	△20,149	△25,602	
事業外収益　⑨	44,841	7,687	6,833	23,915	3,844	2,562	
	7,687	6,833	23,915	3,844	2,562	3,673	△44,091
事業外費用　⑪	24,777	4,247	3,776	13,214	2,124	1,416	
	4,247	3,776	13,214	2,124	1,416	2,058	△24,777
経常利益 ⑬（⑧+⑨−⑪）	52,159	35,304	40,051	19,689	△18,429	△24,456	
特別利益　14	8,431	1,445	1,285	4,496	723	482	
	1,445	1,285	4,496	723	482	1,450	△8,431
特別損失　⑯	1,046	179	159	558	90	60	
	179	159	558	90	60	500	△1,046
税引前当期利益 ⑱ （⑬+⑭−⑯）	59,544	36,570	41,177	23,627	△17,796	△24,034	
営農指導事業分配賦額　⑲		4,370	3,884	13,594	2,186	△24,034	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ （⑱−⑲）	59,544	32,200	37,293	10,033	△19,982		

（注）

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1)　共通管理費等　　人頭割合

(2)　営農指導事業　　人頭割合

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。　　（単位：％）

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営　農 指導事業	計
共通管理費等	17.2	15.2	53.3	8.6	5.7	100 %
営農指導事業	18.2	16.2	56.5	9.1		100 %

５．部門別損益計算書（令和５年度）

（単位：千円）

区　　分	計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営　農 指導事業	共通管理費等
事業収益　①	1,017,822	102,094	88,098	728,421	92,732	6,474	
事業費用　②	616,050	11,635	5,751	508,967	78,879	10,817	
事業総利益３（1－2）	401,772	90,458	82,347	219,454	13,853	△4,342	
事業管理費　④	353,616	66,855	52,670	184,890	29,999	19,201	
（うち減価償却費⑤）	(22,195)	(2,086)	(1,183)	(15,257)	(3,246)	(423)	
（うち人件費　⑤’）	(233,674)	(47,122)	(38,180)	(116,745)	(17,121)	(14,505)	
うち共通管理費　⑥		32,669	24,070	72,206	12,042	8,601	△149,588
（うち減価償却費⑦）		(1,605)	(1,183)	(3,548)	(592)	(423)	(△7,351)
（うち人件費　⑦’）		(14,851)	(10,941)	(32,825)	(5,474)	(3,910)	(△68,001)
事業利益　⑧（③－④）	48,155	23,604	29,677	34,565	△16,145	△23,544	
事業外収益　⑨	41,101	8,976	6,613	19,839	3,309	2,363	
うち共通分　⑩		8,976	6,613	19,839	3,309	2,363	△41,100
事業外費用　⑪	23,538	5,141	3,787	11,362	1,895	1,353	
うち共通分　⑫		5,141	3,787	11,362	1,895	1,353	△23,538
経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪）	65718	27,439	32,503	43,042	△14,731	△22,534	
特別利益　14	7,448	1,627	1,198	3,595	600	428	
うち共通分　⑮		1,627	1,198	3,595	600	428	△7,448
特別損失　⑯	18,442	4,028	2,967	8,902	1,485	1,060	
うち共通分　⑰		4,028	2,967	8,902	1,485	1,060	△18,442
税引前当期利益 ⑱ （⑬＋⑭－⑯）	54,725	25,039	30,734	37,736	△15,616	△23,167	
営農指導事業分配賦額　⑲		5,368	3,955	11,866	1,978	△23,167	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ （⑱－⑲）	54,725	19,671	26,780	25,870	△17,594		

（注）

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1)　共通管理費等　　人頭割合

(2)　営農指導事業　　人頭割合

2．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。　　（単位：％）

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営　農 指導事業	計
共通管理費等	21.8	16.1	48.3	8.1	5.7	100 %
営農指導事業	23.2	17.1	51.2	8.5		100 %

６．財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

１　私は、当ＪＡの令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1)　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2)　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3)　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和　６年７月２６日
新庄市農業協同組合
代表理事理事長　柿崎　広昭

Ⅱ　損益の状況

１．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、％）

項　　目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益（事業収益）	1,130	1,132	1,122	1,013	1,017
信用事業収益	112	106	108	105	102
共済事業収益	108	106	106	96	88
農業関連事業収益	773	794	763	710	728
その他事業収益	135	126	144	101	99
経常利益	52	59	45	52	65
当期剰余金	40	71	57	59	40
出資金 （出資口数）	464 (154,821)	458 (152,987)	452 (150,961)	447 (149,114)	440 (146,880)
純資産額	753	819	870	917	950
総資産額	13,808	14,273	14,133	13,921	14,032
貯金等残高	12,284	12,766	12,676	12,427	12,453
貸出金残高	3,472	3,749	4,095	4,249	4,198
剰余金配当金額	－	－	－	－	－
出資配当額	－	－	－	－	－
事業利用分量配当額	－	－	－	－	－
職員数	70	64	62	56	55
単体自己資本比率	9.79	9.33	10.00	10.64	10.92

（注）１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
３．信託業務の取り扱いは行っていません。
４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成１８年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

２．利益総括表

（単位：百万円、％）

項　　目	４年度	５年度	増　　減
資金運用収支	90	88	△1
役務取引等収支	6	5	△0
その他信用事業収支	△4	△3	1
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	96 （0.82％）	90 （0.80％）	△5 （△0.02％）
事業粗利益 （事業粗利益率）	389 （2.77％）	390 （2.79％）	1 （0.02）
事業純益	24	36	12
実質事業純益	24	36	12
コア事業純益	24	36	12
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	24	36	12

３．資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項　　目		４年度			５年度		
		平均残高	利　息	利　回	平均残高	利　息	利　回
資金運用勘定		11,310	88	0.77	11,038	89	0.80
	うち預金	7,085	34	0.47	6,821	34	0.49
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち貸出金	4,225	54	1.27	4,216	54	1.28
資金調達勘定		12,659	1	0.01	12,439	1	0.01
	うち貯金・定期積金	12,654	1	0.01	12,434	1	0.01
	うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
	うち借入金	5	0	0.28	4	0	0.28
総資金利ざや		―	―	0.50	―	―	0.52

（注）

１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

２．資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

４．受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目		４年度増減額	５年度増減額
受　取　利　息		△3	△3
	うち預金	△3	△3
	うち有価証券	－	－
	うち貸出金	0	0
支　払　利　息		△1	△0
	うち貯金・定期積金	△1	△0
	うち譲渡性貯金	－	－
	うち借入金	0	0
差　　引		△2	△3

（注）１．増減額は前年度対比です。
　　２．受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ　事業の概況

１．信用事業

（１）貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種　　類	４年度	５年度	増　減
流動性貯金	6,492　(51.3)	6,550　(52.6)	57
定期性貯金	6,138　(48.5)	5,862　(47.1)	△275
その他の貯金	23　(0.1)	22　(0.1)	△1
計	12,654　(100.0)	12,434　(100.0)	△219
譲渡性貯金	－　(－)	－　(－)	－
合　　計	12,654　(100.0)	12,434　(100.0)	△219

（注）１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（　）内は構成比です。

②　定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種　　類	４年度	５年度	増　減
定期貯金	5,867（100.0）	5,577（100.0）	△290
うち固定金利定期	5,862　(99.9)	5,572　(99.9)	△290
うち変動金利定期	4　(0.0)	5　(0.0)	0

（注）
１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
３．（　）内は構成比です。

（２）貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種　　類	４年度	５年度	増　減
手形貸付	－	－	－
証書貸付	4,104	4,112	7
当座貸越	163	147	△16
割引手形	－	－	－
合　　計	4,268	4,259	△8

②　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、％）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
固定金利貸出	3,290　(77.4)	3,323　(79.1)	33
変動金利貸出	779　(18.3)	724　(17.2)	△55
その他	179　(4.2)	150　(3.5)	△28
合　　計	4,249 (100.0)	4,198　(100.0)	△51

（注）（　）内は構成比です。

③　貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
貯金・定期積金等	11	11	0
有価証券	－	－	－
動　産	－	－	－
不動産	780	708	△72
その他担保物	－	－	－
小　　計	791	719	△72
農業信用基金協会保証	2,614	2,591	△23
その他保証	596	634	38
小　　計	3,210	3,225	15
信　用	247	254	7
合　　計	4,249	4,198	△51

④　債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤　貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、％）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
設備資金	3,461 (81.5)	3,480　(81.5)	19
運転資金	783 (18.4)	713　(18.4)	△70
合　　計	4,249(100.0)	4,198 (100.0)	△51

（注）（　）内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

（単位:百万円、％）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
農業	1,014 (23.8)	940 (22.4)	△74
林業	31 (　0.7)	30 (0.7)	△0
水産業	－(　－)	－(　－)	－
製造業	349 (8.2)	343 (8.1)	△6
鉱業	79 (1.8)	74 (1.7)	△4
建設・不動産業	977 (22.9)	951 (22.6)	△26
電気・ガス・熱供給水道業	46 (1.0)	78 (1.8)	32
運輸・通信業	39 (0.9)	38 (0.9)	△1
金融・保険業	120 (2.8)	114 (2.5)	△6
卸売・小売・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業	956 (22.5)	1,019 (21.7)	63
地方公共団体	－(　－)	－(　－)	－
非営利法人	－(　－)	－(　－)	－
その他	633 (14.8)	606 (14.4)	△26
合　　計	4,249 (100.0)	4,198 (100.0)	△51

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

１） 営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
農業	664	598	△65
穀作	391	371	△20
野菜・園芸	37	33	△3
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	39	38	△0
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	195	154	△40
農業関連団体等	－	－	－
合計	664	598	△65

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

２） 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
プロパー資金	643	596	△47
農業制度資金	20	2	△18
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	20	2	△18
合計	664	598	△65

(注)１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：千円）

種　　類	４年度	５年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	4,856	4,347	△508
その他	－	－	－
合計	4,856	4,347	△508

(注)　日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		４年度	2	－	－	2	2
		５年度	2	－	－	2	2
危険債権		４年度	103	32	10	60	103
		５年度	88	32	2	53	88
要管理債権		４年度	－	－	－	－	－
		５年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	４年度	－	－	－	－	－
		５年度	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	４年度	－	－	－	－	－
		５年度	－	－	－	－	－
小計		４年度	103	32	10	60	103
		５年度	91	32	2	56	91
正常債権		４年度	4,143				
		５年度	4,115				
合計		４年度	4,256				
		５年度	4,206				

(注)１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権

４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	４年度					５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般 貸倒引当金	13	13	－	13	13	13	13	－	13	13
個別貸倒引当金	79	76	－	79	76	76	69	－	76	69
合　　計	92	89	－	92	89	89	82	－	89	82

⑪　貸出金償却の額

（単位：千円）

項　目	４年度	５年度
貸出金償却額	－	－

（３）内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種　　類		４年度		５年度	
		仕　　向	被 仕 向	仕　　向	被 仕 向
送金・振込為替	件　数	4,324	19,758	4,136	18,351
	金　額	2,178,602	4,775,172	1,710,729	4,771,372
雑　　為　　替	件　数	291	120	257	76
	金　額	47,287	3,692	10,779	1,100
合　計	件　数	4,615	19,878	4,393	18,427
	金　額	2,225,889	4,778,865	1,721,508	4,772,473

２．共済取扱実績

（１）長期共済保有高

（単位：件、千円）

種　類		４年度		５年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	1,664	14,606,422	1,656	13,693,791
	定期生命共済	34	671,800	35	697,800
	養老生命共済	674	4,451,753	565	3,847,556
	うちこども共済	317	1,827,300	303	1,667,200
	医療共済	1,390	141,000	1,390	138,000
	がん共済	171	11,500	178	11,500
	定期医療共済	18	57,200	17	56,700
	介護共済	68	151,715	78	160,855
	認知症共済	24		25	
	生活障害	10		10	
	特定重度疾病	54		53	
	年金共済	449	-	448	-
建物更生共済		1761	25,770,800	1,777	25,415,100
合　　計		6,317	45,862,190	6,232	44,021,304

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

（２）医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種　類	４年度		５年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	1,390	5,635	1,390	4,919
		63,530		83,860
がん共済	171	929	178	964
定期医療共済	18	91	17	86
合　計	1,579	6,653	1,585	5,969
		63,530		83,860

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（３）介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種　類	４年度		５年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	68	229,729	78	239,658
認知症共済	24	42,600	25	38,100
生活障害共済（一時金型）	10	78,300	9	68,300
生活障害共済（定期年金型）	－	－	1	1,200
特定重度疾病共済	54	129,700	53	123,500

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

（４）年金共済の年金保有高

（単位：件、千円）

種　類	４年度		５年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	395	168,600	399	166,532
年金開始後	54	28,067	49	26,620
合　計	449	196,667	448	193,152

（注）金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）を記載しています。

（５）短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種　類	４年度			５年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	442	4,385,300	4,821	422	4,175,400	4,559
自動車共済	2,634		102,120	2,608		101,802
傷害共済	2,296	7,626,000	2,549	2,601	8,949,000	2,339
団体定期生命共済	－	－	－	－	－	－
定額定期生命共済	3	12,000	57	3	12,000	57
賠償責任共済	88		173	91		215
自賠責共済	957		16,565	989		15,552
合　計	6,420		126,286	6,714		124,526

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

３．農業・生活その他事業取扱実績

（１）購買事業取扱実績

①買取購買品

（単位：千円）

種　類			４年度	５年度
			供給高	供給高
生産資材	肥　　料		123,904	164,873
	農　　薬		115,126	123,595
	飼　　料		60,672	63,282
	農業機械		169,884	137,417
	温床資材		20,995	16,554
	出荷資材		17,922	19,116
	種　　苗		41,994	43,628
	そ の 他		22,311	23,750
	計		572,812	592,218
生活物資	食品	米	7,709	8,565
		生鮮食品	11,211	10,133
		一般食品	21,793	18,864
	酒		891	245
	日用雑貨		404	362
	その他		2,251	1,754
	自動車		16,385	20,191
	計		60,647	60,116
合　　計			633,459	652,334

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（２）販売事業取扱実績

①受託販売品

（単位：千円）

種　類	４年度		５年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	996,129	47,042	1,007,058	45,315
豆・雑穀	13,129	525	13,345	533
野　　菜	100,581	4,064	103,212	3,823
果　　実	1,662	49	1,436	43
花き・花木	57,397	1,721	50,295	1,508
畜　産　物	236,720	2,367	217,212	2,172
林　産　物	11,373	341	6,835	205
合　　計	1,416,994	56,112	1,399,396	53,601

（３）保管事業取扱実績

（単位：千円）

項　　目		４年度	５年度
収益	保　管　料	30,764	31,073
	荷　役　料	3,638	3,511
	その他収益	8,131	8,329
	計	42,534	42,914
費用	保管材料費	615	836
	保管労務費	4,332	3,492
	その他の費用	3,356	3,026
	計	8,304	7,355
差　　引		34,229	35,558

（４）利用事業取扱実績

（単位：千円）

項　　目		４年度	５年度
収益	ライスセンター	16,339	18,193
	加　工　施　設	377	363
	そ　　の　　他	3,476	4,755
	計	20,192	23,313
費用	ライスセンター	9,806	9,740
	加　工　施　設	269	330
	そ　　の　　他	2,103	3,284
	計	12,178	13,355
差　　引		8,014	9,957

（５）その他の事業取扱実績

①宅地等供給事業

（単位：千円）

項　　目		４年度	５年度
収益	宅地等供給事業収益	561	1,171
	計	561	1,171
費用	宅地等供給事業費用	35	16
	計	35	16

②指導事業

（単位：千円）

項　　目		４年度	５年度
収入	指導補助金	379	516
	賦課金収入	4,995	5,006
	実費収入	1,063	950
	計	6,437	6,474
支出	営農改善費	4,618	4,797
	生活文化費	144	290
	教育情報費	5,981	5,728
	計	10,744	10,817

Ⅳ　経営諸指標

１．利益率

（単位：％）

項　　目	４年度	５年度	増　　減
総資産経常利益率	0.37	0.47	0.10
資本経常利益率	5.83	7.03	1.20
総資産当期純利益率	0.38	0.29	△0.09
資本当期純利益率	6.01	4.33	△1.68

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
　　２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
　　３．総資産当期純利益率
　　＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
　　４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

２．貯貸率・貯証率

（単位：％）

区　　分		４年度	５年度	増　　減
貯貸率	期　末	34.19	33.71	△0.48
	期中平均	33.38	33.91	0.53
貯証率	期　末	－	－	－
	期中平均	－	－	－

（注）１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
　　２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
　　３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
　　４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ　自己資本の充実の状況

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

		４年度	５年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		684,105	718,766
	うち、出資金及び資本準備金の額	447,342	440,640
	うち、再評価積立金の額	－	－
	うち、利益剰余金の額	250,500	291,995
	うち、外部流出予定額　（△）	－	－
	うち、上記以外に該当するものの額	△13,737	△13,869
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		13,834	13,349
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,834	13,349
	うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		14,857	－
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）		712,796	732,116
コア資本に係る調整項目　（２）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		5,343	5,460
	うち、のれんに係るものの額	－	－
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,343	5,460
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額		－	－
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－

			４年度	５年度
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			－	－
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）			5,343	5,460
自　己　資　本				
自己資本の額（（イ）―（ロ）） （ハ）			707,452	726,655
リ　ス　ク　・　ア　セ　ッ　ト　等				
信用リスク・アセットの額の合計額			6,477,112	6,478,084
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		330,162	328,799
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	-
		うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	330,162	328,799
		うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			171,574	170,346
信用リスク・アセット調整額			－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額			－	－
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）			6,648,687	6,648,431
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））			10.64	10.92

注１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２．　自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	４年度			５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 b＝A×４％
現金	99,915	－	－	91,534	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,268,600	1,453,720	58,148	7,449,728	1,489,945	59,597
法人等向け	257,754	219,578	8,783	233,406	200,622	8,024
中小企業等向け及び個人向け	169,850	124,721	4,988	166,832	123,153	4,926
抵当権付住宅ローン	240,934	84,327	3,373	239,610	77,426	3,097
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	14,500	264	10	12,434	261	10
取立未済手形	7,123	1,424	56	11,252	2,250	90
信用保証協会等保証付	2,616,582	259,454	10,378	2,594,909	257,432	10,297
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	106,963	106,963	4,278	107,123	107,123	4,284
（うち出資等のエクスポージャー）	106,963	106,963	4,278	107,123	107,123	4,284
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－

	上記以外	2,893,216	3,905,346	156,213	2,870,259	3,891,070	155,642
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	961,754	2,404,386	96,175	961,741	2,404,354	96,174
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,931,462	1,500,960	60,038	1,908,517	1,486,716	59,468
	証券化	－	－	－	－	－	－
	（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
	（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
	再証券化	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
	（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
	（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
	（うち蓋然性方式250％）	－	－	－	－	－	－
	（うち蓋然性方式400％）	－	－	－	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	330,162	13,206	－	328,799	13,151
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなか	－	－	－	－	－	－

ったものの額（△）						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	－	－	－	－	－	－
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	14,004,796	6,477,112	259,084	14,111,350	6,478,084	259,123

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額
	a	ｂ＝ａ×４％	A	ｂ＝A×４％
	171,574	6,862	170,346	6,813
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額
	a	ｂ＝a×４％	A	ｂ＝A×４％
	6,648,687	265,947	6,648,431	265,937

（注）

１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。

４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

７．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div ８\％$$

３．信用リスクに関する事項

①　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額の告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーテ ングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		4年度			5年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
国内		13,669,290	4,252,994	9,744	13,777,090	4,203,019	12,434
国外		－	－	－	－	－	－
地域別残高計		13,669,290	4,252,994	14,500	13,777,090	4,203,019	12,434
法人	農業	28,175	28,175	－	17,617	17,617	－
	林業	352	－	－	792	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－
	製造業	777	－	－	809	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	268	－	－	218	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	101	－	－	104	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	6,847,926	114,012	－	6,886,731	114,000	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	606,920	71,206	996	737,513	59,487	996
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－
	上記以外	175,771	160,161	2,054	160,372	144,886	2,323
個人		3,965,183	3,879,438	11,449	3,938,269	3,867,027	9,114
その他		2,043,812	－	－	2,034,660	－	－
業種別残高計		13,669,290	4,252,994	14,500	13,777,090	4,203,019	12,434
1年以下		7,489,410	180,809		7,523,966	174,239	
1年超3年以下		129,251	129,251		128,809	128,809	
3年超5年以下		206,609	206,609		219,918	219,918	
5年超7年以下		226,938	226,938		167,486	167,486	
7年超10年以下		206,618	206,618		276,654	276,654	
10年超		3,240,088	3,240,088		3,220,929	3,220,929	
期限の定めのないもの		126,559	22,678		204,665	14,981	
残存期間別残高計		13,881,217	4,099,164		13,777,090	4,203,019	

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　分	４年度					５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,128	13,834	－	13,128	13,834	13,834	13,349	－	13,834	13,349
個別貸倒引当金	79,804	76,121	－	79,804	76,121	76,121	69,310	－	76,121	69,310

④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分			４年度						５年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	国　内		79,804	76,121	－	79,804	76,121	－	76,121	69,310	－	76,121	69,310	－
	国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別系			79,804	76,121	－	79,804	76,121	－	76,121	69,310	－	76,121	69,310	－
法人	農業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		50,513	39,170	－	50,513	39,170	－	39,170	36,159	－	39,170	36,159	－
	上記以外		2,054	2,055	－	2,054	2,055	－	2,055	2,054	－	2,055	2,054	－
	個　人		27,235	34,895	－	27,235	34,895	－	27,235	31,097	－	27,235	31,097	－
業種別計			79,804	76,121	－	79,804	76,121	－	76,121	69,310	－	76,121	69,310	－

⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

		４年度			５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト０％	－	99,915	99,915	－	91,534	91,534
	リスク・ウエイト２％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト４％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト10％	－	2,594,539	2,594,539	－	2,574,320	2,574,320
	リスク・ウエイト20％	6,250,041	1,025,683	7,275,724	6,150,042	1,311,269	7,461,311
	リスク・ウエイト35％	－	211,684	211,684	－	196,696	196,696
	リスク・ウエイト50％	12,065	－	12,065	12,117	－	12,117
	リスク・ウエイト75％	－	160,363	160,363	－	164,203	164,203
	リスク・ウエイト100％	260,189	1,868,424	2,128,613	233,406	1,851,220	2,084,626
	リスク・ウエイト150％	－	－	－	137	－	137
	リスク・ウエイト250％	－	961,754	961,754	－	961,741	961,741
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウエイト1250%		－	－	－	－	－	－
計		6,522,296	6,922,365	13,444,661	6,395,704	7,156,117	13,551,821

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

３．経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

４．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	４年度		５年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－
抵当権住宅ローン	－	29,182	－	42,913
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	9,042	494,895	10,164	481,063
合計	9,042	524,077	10,164	523,977

（注）

１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

２．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

３．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②系統および系統外出資に区分して管理しています。　①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	４年度		５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	－	－	－	－
非上場	954,704	954,704	954,864	954,864
合　計	954,704	954,704	954,864	954,864

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

９．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理担当部署のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。
・前事業年度末開示からの変動に関する説明
　変動要因はありません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明
　リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点
　特段ありません。

②　金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	70	100	30	27
2	下方パラレルシフト	△67	△80	△4	△1
3	スティープ化	63	91		
4	フラット化	△42	△62		
5	短期金利上昇	2	2		
6	短期金利低下	0	△6		
7	最大値	70	100	30	27
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	726		707	
IRRBB１：金利リスク					

Ⅵ　連結情報

１．グループの概況

（１）グループの事業系統図

ＪＡ新庄市のグループは、当ＪＡ、子会社１社、関連法人等２社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結会社は、大地ライフサポート株式会社と奥羽金沢温泉株式会社、及び新庄青果株式会社の３社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違ありません。

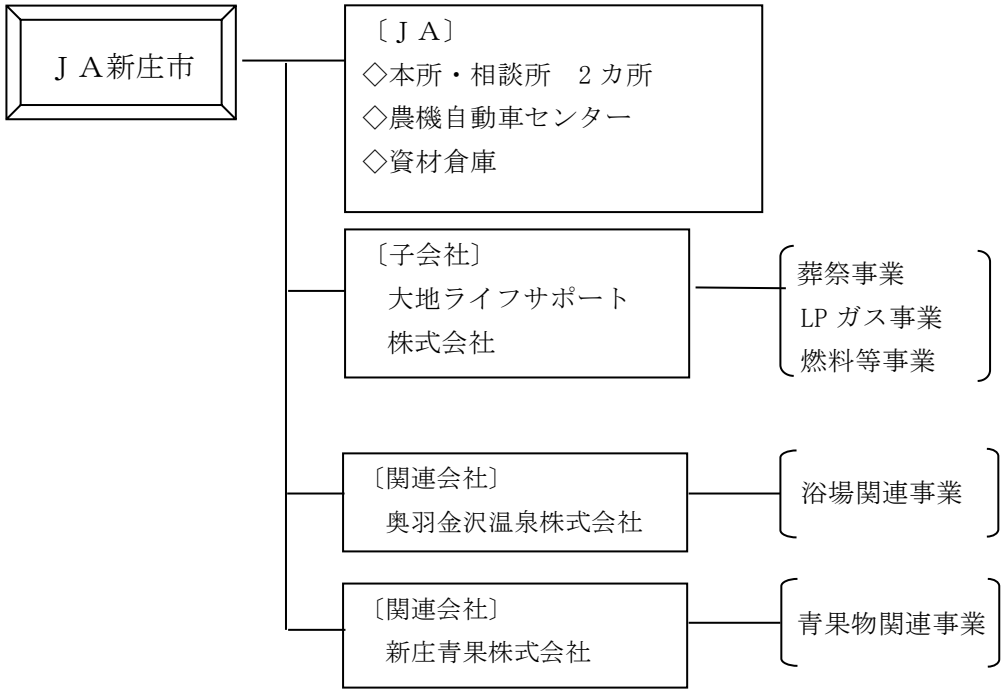

（２）子会社等の状況

（単位：千円、％）

名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設　立 年月日	資本金又は出資金	当ＪＡの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
大地ライフサポート株式会社	新庄市五日町字桂堰 7271-1	葬祭・LP ガス・燃料事業	昭和 56 年 8 月	40,710	99.9	0
奥羽金沢温泉株式会社	新庄市金沢字西の山 3027－2	浴場業（休止）	昭和 61 年 2 月	29,000	34.5	0
新庄青果株式会社	新庄市大字鳥越字向平 1403	青果物関連事業	昭和 35 年 9 月	30,000	20.9	0

（３）連結事業概況（令和４年度）

◇　連結事業の概況

①　事業の概況

令和５年度の当ＪＡの連結決算は、大地ライフサポート株式会社を連結し、関連法人等の奥羽金沢温泉株式会社及び新庄青果株式会社に対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益７４百万円、連結当期剰余金４０百万円、連結純資産９５０百万円、連結総資産１４，０９８百万円で、連結自己資本比率は１０．９２％となりました。

②　連結子会社等の事業概況

大地ライフサポート株式会社は、ＬＰガス・燃料事業、葬祭事業等を営み令和５年度は、売上高４５９百万円計上し、当期利益は１１百万円となりました。

③　関連法人等の事業概況

奥羽金沢温泉株式会社は、現在営業を休止しており、当期純損失は５６千円となりました。

新庄青果株式会社は、青果物仕入・販売等事業を営み、売上高６５，４２０千円を計上し、当期純損失４０４千円となりました。

（４）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項　　目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
連結経常収益	1,660	1,531	1,582	1,470	1,475
（事業収益）					
信用事業収益	109	102	105	103	100
共済事業収益	109	105	105	96	88
農業関連事業収益	773	794	763	710	728
その他事業収益	669	530	607	561	559
連結経常利益	44	82	62	60	74
連結当期剰余金	40	70	57	53	40
連結純資産額	754	819	870	917	950
連結総資産額	13,824	14,295	14,182	13,973	14,098
連結自己資本比率	9.79	9.37	10.00	10.64	10.92

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成１８年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

（５）連結貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	４年度 （令和5年3月31日）	５年度 （令和6年3月31日）
（資　産　の　部）		
１　信用事業資産	**11,520,311**	**11,663,046**
(1) 現金及び預金	7,365,395	7,540,369
(2) 貸出金	4,178,246	4,138,627
(3) その他の信用事業資産	14,463	20,005
(4) 債務保証見返	-	-
(5) 貸倒引当金	△37,793	△35,956
２　共済事業資産	**218**	**90**
(1) その他の共済事業資産	218	90
(2) 貸倒引当金	-	-
３　経済事業資産	**395,608**	**416,742**
(1) 経済事業未収金	104,008	92,724
(2) 棚卸資産	112,303	86,636
(3) その他の経済事業資産	191,698	248,909
(4) 貸倒引当金	△12,401	△11,527
４　雑資産	34,850	33,515
５　固定資産	**1,061,265**	**1,026,490**
(1) 有形固定資産	1,053,518	1,018,581
建物	1,172,017	1,157,029
機械装置	178,414	178,881
土地	810,777	809,215
リース資産	239,314	248,454
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	287,862	285,143
減価償却累計額	△1,634,868	△1,660,141
(2) 無形固定資産	7,747	7,908
６　外部出資	**956,204**	**956,364**
(1)　外部出資	956,204	956,364
７　繰延税金資産	**4,977**	**2,158**
資産の部合計	**13,973,438**	**14,098,409**

（単位：千円）

科　　目	４年度 （令和5年3月31日）	５年度 （令和6年3月31日）
（　負　債　の　部　）		
１　信用事業負債	**12,444,769**	**12,489,366**
(1) 貯金	12,427,834	12,453,440
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	4,856	4,347
(4) その他の信用事業負債	12,078	31,578
(5) 債務保証	-	-
２　共済事業負債	**67,075**	**107,373**
(1) 共済資金	34,351	75,740
(2) その他の共済事業負債	32,724	31,633
３　経済事業負債	**148,324**	**160,456**
(1) 経済事業未払金	89,888	61,821
(2) その他の経済事業負債	58,436	98,634
４　設備借入金	-	-
５　雑負債	**128,099**	**137,534**
６　諸引当金	**170,931**	**156,142**
(1) 賞与引当金	4,985	5,213
(2) 退職給付に係る負債	124,487	111,499
(3) 役員退職慰労引当金	12,389	14,009
(4) 特例業務負担金引当金	29,068	25,420
７ 繰延税金負債	－	－
８ 再評価に係る繰延税金負債	**97,090**	**96,699**
負債の部合計	**13,056,291**	**13,147,573**
（　純　資　産　の　部　）		
１　組合員資本	**684,051**	**718,710**
(1) 出資金	447,342	440,640
(2) 資本剰余金	-	-
(3) 利益剰余金	250,476	291,969
(4) 処分未済持分	△13,737	△13,869
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△30	△30
２　評価・換算差額等	**233,071**	**232,099**
(1) 土地再評価差額金	233,071	232,099
３　非支配株主持分	**23**	**26**
純資産の部合計	**917,146**	**950,835**
負債及び純資産の部合計	**13,973,438**	**14,098,409**

（６）連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	４年度 （自　令和4年4月1日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月1日 至　令和6年3月31日）
1　事業総利益	**480,986**	**489,165**
(1) 信用事業収益	**103,099**	**100,202**
資金運用収益	90,123	87,891
（うち預金利息）	(34,396)	(34,480)
（うち有価証券利息）	(－)	(－)
（うち貸出金利息）	(52,072)	(52,869)
（うちその他受入利息）	(3,654)	(540)
役務取引等収益	9,229	8,553
その他事業直接収益	-	-
その他経常収益	3,747	3,757
(2) 信用事業費用	**24,850**	**17,028**
資金調達費用	2,069	1,603
（うち貯金利息）	(1,867)	(1,513)
（うち給付補塡備金繰入）	(102)	(13)
（うち譲渡性貯金利息）	(－)	(－)
（うち借入金利息）	(14)	(13)
（うちその他支払利息）	(83)	(62)
役務取引等費用	2,838	2,924
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	19,941	12,501
（うち貸倒引当金繰入額）	(5,399)	(195)
信用事業総利益	**78,249**	**83,173**
(3) 共済事業収益	**96,249**	**88,039**
共済付加収入	90,480	83,273
その他の収益	5,768	4,766
(4) 共済事業費用	**5,093**	**5,751**
共済推進費及び共済保全費	2,676	2,347
その他の費用	2,416	3,403
共済事業総利益	**91,156**	**82,287**
(5) 購買事業収益	**1,126,407**	**1,140,113**
購買品供給高	1,056,981	1,075,042
購買品手数料	1,430	1,095
修理サービス料	47,181	42,209
その他の収益	20,815	21,766
(6) 購買事業費用	**924,583**	**927,335**
購買品供給原価	897,704	891,086
購買供給費	2,331	1,084
修理サービス費	32,372	28,919
その他の費用	10,174	6,244
購買事業総利益	**201,824**	**212,778**
(7) 販売事業収益	**75,434**	**72,809**
販売品販売高	-	-
販売手数料	56,112	53,601
その他の収益	19,321	19,207
(8) 販売事業費用	**4,140**	**4,212**
販売品販売原価	-	-
販売費	-	-
その他の費用	4,140	4,212
販売事業総利益	**71,293**	**68,596**
(9) その他事業収益	**69,726**	**73,872**
(10) その他事業費用	**31,263**	**31,544**
その他事業総利益	**38,462**	**42,328**
2　事業管理費	**427,966**	**419,647**
(1) 人件費	266,855	264,775
(2) その他事業管理費	161,111	154,871
事　業　利　益	**53,020**	**69,517**

科　　目	４年度 （自　令和4年4月1日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月1日 至　令和6年3月31日）
３　事業外収益	**32,640**	**28,995**
(1) 受取雑利息	-	-
(2) 受取出資配当金	16,020	16,022
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	16,619	12,972
４　事業外費用	**24,880**	**23,554**
(1) 寄付金	535	275
(2) 持分法による投資損	－	－
(3) その他の事業外費用	24,345	23,279
経　常　利　益	**60,779**	**74,958**
５　特別利益	**166**	**90**
(1) 固定資産処分益	166	90
(2) 負ののれん発生益	-	-
(3) 特例業務負担金引当金戻入益	-	-
６　特別損失	**1,217**	**18,613**
(1) 固定資産処分損	897	14
(2) 減損損失	320	18,598
(3) その他の特別損失	－	－
税金等調整前当期利益	**59,729**	**56,436**
法人税・住民税及び事業税	4,241	13,484
法人税等調整額	1,759	2,428
法人税等合計	**6,000**	**15,913**
当期利益	**53,728**	**40,523**
非支配株主に帰属する当期利益	**4**	**2**
当期剰余金	**53,723**	**40,520**

（7）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	４年度 （自　令和4年4月１日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月1日 至　令和6年3月31日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	59,729	56,436
減価償却費	26,203	22,197
減損損失	320	18,599
貸倒引当金の増減額(△は減少)	7,682	△2,710
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,460	228
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	12,284	△11,368
その他引当金等の増減額(△は減少)	△4,596	△3,649
信用事業資金運用収益	△90,123	△87,891
信用事業資金調達費用	2,069	1,603
受取雑利息及び受取出資配当金	△16,020	△16,023
固定資産売却損益(△は益)	730	△77
外部出資関係損益(△は益)	-	-
資産除去債務にかかる増加額	279	285
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△171,415	39,619
預金の純増(△)減	150,000	100,000
貯金の純増減(△)	△248,227	25,607
信用事業借入金の純増減(△)	△507	△509
その他の信用事業資産の純増減	411	△3,782
その他の信用事業負債の純増減	△16,325	20,104
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	1,935	41,389
未経過共済付加収入の増(△)減	△866	△1,156
その他共済事業資産の増(△)減	612	128
その他共済事業負債の増(△)減	△6	65
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	14,535	11,284
経済受託債権の純増(△)減	△75,867	△57,296
棚卸資産の純増(△)減	30,916	25,666
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△16,986	△28,067
経済受託債務の純増減(△)	17,802	40,199
その他経済事業資産の増(△)減	△51	85
その他経済事業負債の増(△)減	－	－
(その他の資産及び負債の増減)		
信用事業資金運用による収入	90,191	86,131
信用事業資金調達による支出	△2,391	△2,207
未払消費時等の増減額	△2,658	3,012
その他の資産の純増(△)減	5,755	1,334
その他の負債の純増(△)減	6,153	△7,883
小　　計	**△215,973**	**271,352**
雑利息及び出資配当金の受取額	16,020	16,023
法人税等の支払額	△2,969	△5,272
事業活動によるキャッシュ・フロー	**△202,922**	**282,103**
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△12,896	△32,242
固定資産の売却による収入	△31,890	△24,821
外部出資による支出	△90	△160
その他の支出	-	-

科　　目	４年度 （自　令和4年4月１日 至　令和5年3月31日）	５年度 （自　令和5年4月1日 至　令和6年3月31日）
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△44,876**	**△57,222**
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△6,999	4,927
出資の払戻しによる支出	5,004	7,599
持分の取得による支出	5,541	6,912
持分の譲渡による収入	△6,952	△6,795
非支配株主持分への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△2,869**	**12,643**
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5　現金及び現金同等物の増加額（減少額）	**△218,383**	**274,974**
6　現金及び現金同等物の期首残高	**1,333,512**	**1,115,129**
7　現金及び現金同等物の期末残高	**1,115,129**	**1,390,103**

（8）令和４年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・1社

大地ライフサポート株式会社

（2）持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・2社

奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社

（3）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。

3月末日・・・・・・1社

② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

（4）のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

（5）剰余金処分項目当の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。

（6）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	7,365,395千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,250,267千円
現金及び現金同等物	1,115,129千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

（1）次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品)

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品(農機・自動車)

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 5 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ　保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ　利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経

費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積もりに関する注記】

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）4,977 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 6,037 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和５年３月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額　減損損失　320 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（3）貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 50,207千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（3）引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

（ⅱ）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(ⅲ)翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

（1）有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

（2）担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をＪＡバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

（3）役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は89,364千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

（5）信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 2,540 千円、危険債権額は 103,652 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 106,192 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日　　平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△296,261 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員の JA 利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　　所	用　途	種　類	その他
梅ヶ崎用地	遊　　休	土　　地	業務外固定資産
大地会館用地	遊　　休	土　　地	

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地　　149 千円（土地 149 千円）

大地会館用地　　170 千円（土地 170 千円）

合　　計　　320 千円（土地 320 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

（1） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金に　ついては「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当

組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10％上昇したものと想定した場合には、経済価値が 10,642 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検　　討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預　金	7,365,395	7,364,170	△1,225
貸出金	4,178,246		
貸倒引当金（*1）	△37,793		
貸倒引当金控除後	4,140,453	4,207,317	65,864
資　産　計	11,505,848	11,571,487	65,639
貯金	12,427,834	12,425,732	△2,101
負　債　計	12,427,834	12,425,732	△2,101

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっていま

す。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑦ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

⑧

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	956,204
合計	956,204

⑨ 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	7,365,395	－	－	－	－	－
貸出金（※1・2）	448,698	287,665	261,223	237,662	215,599	2,717,119
合計	7,814,093	287,665	261,223	237,662	215,599	2,717,119

（※１）貸出金のうち、当座貸越 116,810 千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「５年超」に含めています。

（※２）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 10,280 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年以内 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（※１）	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352
合計	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352

（※１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	113,847 千円
退職給付費用	18,681 千円
退職給付の支払額	△6,577 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△1,464 千円
期末における退職給付引当金	124,487 千円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	144,607 千円
特定退職金共済制度	△20,120 千円
退職給付引当金	124,487 千円

(4)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,681 千円

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,875 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,209 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

（５）　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20,997 千円
減損損失（非償却資産）	12,838 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	7,602 千円
貸倒損失	11,497 千円
退職給付引当金	3,518 千円
資産除去債務	3,401 千円
役員退職慰労引当金	3,427 千円
無形固定資産	3,452 千円
経済受取利息	1,902 千円
賞与引当金	1,183 千円
繰越欠損金	11,255 千円
その他	1,334 千円
繰延税金資産小計	98,167 千円
評価性引当額	△92,130 千円
繰延税金資産合計（Ａ）	6,037 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	△910 千円
繰延税金負債合計（Ｂ）	△1,059 千円
繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ）	4,977 千円

（６）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.72%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額の増減	△8.18%
税務上の繰越欠損金等	△18.90%
法人税等から控除される所得税額	1.52%
その他	8.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.77%

令和５年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

（６）連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社・子法人等・・・・・・・1社

大地ライフサポート株式会社

（７）持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・2社

奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社

（８）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。

3月末日・・・・・・1社

② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

（９）のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

（１０） 剰余金処分項目当の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。

（６）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	7,540,369千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,150,267千円
現金及び現金同等物	1,390,103千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

（１）次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品)

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品(農機・自動車)

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ　購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ　販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ　保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ　利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ　宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経

費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計上の見積もりに関する注記】

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）2,158 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 3,168 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和５年６月に決議した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額　減損損失　18,427 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和５年６月に決議し

た中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 47,497 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ⅱ)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(ⅲ)翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1)有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は 705,673 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563 千円 機械装置 77,185 千円 その他の有形固定資産 73,925 千円

(2)担保に供している資産

定期預金のうち 1,300,000 千円をＪＡバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000 千円を為替決済の担保に供しています。

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は 60,748 千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は 2,718 千円、危険債権額は 88,333 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 91,051 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日　　平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△294,834 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場　　所	用　途	種　類	その他
梅ヶ崎用地	遊　休	土　　地	業務外固定資産
産直いなふね	遊　休	建物・器具備品	業務外固定資産
本合海相談所	遊　休	建物・構築物・器具備品・土地	業務外固定資産
大地会館用地	遊　休	土　　地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

産直いなふねは閉鎖により、店舗営業に係る試算について遊休資産となった為、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

本合海相談所は閉鎖により、遊休資産となった為、処分可能価額で評価しその差額を減損損失とし

て認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地　　124 千円（土地 124 千円）

産直いなふね　7,626 千円（建物 7,411 千円、器具備品 214 千円）

本合海相談所　10,677 千円（建物 7,577 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 475 千円、土地 1,426 千円）

大地会館用地　　170 千円（土地 170 千円）

合　　計　18,598 千円（建物 14,988 千円、構築物 1,198 千円、器具備品 689 千円、土地 1,721 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に一定の調整を加えて算定しています。

【金融商品に関する注記】

（1） 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団　体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、　貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定して　います。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っていま　す。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保　評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維　持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作　成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金に　ついては「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ．市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールす　ることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化と　のバランスを重視したＡＬＭを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努　めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、

貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.10％上昇したものと想定した場合には、経済価値が 7,400 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で　の重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定　の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場　合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定におい　ては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることも　あります。

(２)金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預　金	7,446,635	7,440,674	△5,961
貸出金	4,138,627		
貸倒引当金（*1）	△23,619		
貸倒引当金控除後	4,115,008	4,170,380	55,372
資　産　計	11,561,643	11,611,054	49,411
貯金	12,453,440	12,445,032	△8,408
負　債　計	12,453,440	12,445,032	△8,408

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑩ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	956,364
合計	956,364

⑪ 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	7,540,369	－	－	－	－	－
貸出金（※1・2・3）	413,762	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121
合計	7,954,131	288,206	262,113	238,433	213,847	2,705,121

（※１）貸出金のうち、当座貸越 90,442 千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「５年超」に含めています。

（※２）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 14,090 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（※３）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,055 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年以内 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（※１）	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462
合計	11,810,765	282,551	175,810	49,905	133,945	462

（※１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	124,487 千円
退職給付費用	17,140 千円
退職給付の支払額	△17,325 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,803 千円
期末における退職給付引当金	111,499 千円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	137,699 千円
特定退職金共済制度	△26,200 千円
退職給付引当金	111,499 千円

(4)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	17,140 千円

(5)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,909 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、23,700 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

（７）　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	19,056 千円
減損損失（非償却資産）	12,890 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	5,567 千円
貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,480 千円
役員退職慰労引当金	3,875 千円
無形固定資産	3,708 千円
経済受取利息	1,958 千円
賞与引当金	1,232 千円
その他	1,420 千円
繰延税金資産小計	80,438 千円
評価性引当額	△77,274 千円
繰延税金資産合計（Ａ）	3,168 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	△861 千円
繰延税金負債合計（Ｂ）	△1,009 千円
繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ）	2,158 千円

（８）　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.05%
評価性引当額の増減	△6.58%
その他	6.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95%k

（９）連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　　目	４年度	５年度
（利益剰余金の部）		
１　利益剰余金期首残高	196,753	250,476
２　利益剰余金増加高	53,723	41,492
当期剰余金	53,723	40,520
土地再評価差額金取崩額	－	972
３　利益剰余金減少高	－	－
土地再評価差額金取崩額	－	－
４　利益剰余金期末残高	250,476	291,969

(10) 農協法に基づく開示債権

（単位：百万円）

区　分	４年度	５年度	増　減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2	2	0
危険債権額	103	88	△15
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　　計	106	91	△15

(注) １．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

４．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：千円）

区　　分	項　　目	４年度	５年度
信　用　事　業	事業収益	103,099	100,202
	経常利益	33,091	25,019
	資産の額	11,520,311	11,663,046
共　済　事　業	事業収益	96,249	88,039
	経常利益	40,002	32,503
	資産の額	218	90
農業関連事業	事業収益	710,248	728,421
	経常利益	19,689	43,042
	資産の額	395,608	401,250
そ の 他 事 業	事業収益	561,319	558,373
	経常利益	△32,003	△25,606
	資産の額	2,057,301	2,034,023
計	事業収益	1,470,915	1,475,035
	経常利益	60,779	74,958
	資産の額	13,973,438	14,098,409

２．連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和６年３月末における連結自己資本比率は、10.92％となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	440 百万円（前年度 447 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目		４年度末	５年度末
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		684,051	718,710
	うち、出資金及び資本剰余金の額	447,342	440,610
	うち、再評価積立金の額	－	－
	うち、利益剰余金の額	250,476	291,969
	うち、外部流出予定額　（△）	－	－
	うち、上記以外に該当するものの額	△13,767	△13,869
コア資本に算入される評価・換算差額等		－	－
	うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		23	26
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		13,834	13,350
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,834	13,350
	うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		14,857	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）		712,765	732,086
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		5,604	5,721
	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,604	5,721
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
退職給付に係る資産の額		－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額		－	－

項　　目			４年度末	５年度末
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			－	－
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額		－	－
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）			5,604	5,721
自己資本				
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）			707,161	726,364
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額			6,477,112	6,478,084
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		330,162	328,799
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
		うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
		うち、上記以外に該当するものの額	330,162	328,799
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			171,574	170,346
信用リスク・アセット調整額			－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額			－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）			6,648,687	6,648,431
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））			10.64	10.92

（注）

１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

（２）自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	４年度			５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	99,915	－	－	91,534	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,268,600	1,453,720	58,148	7,449,728	1,489,945	59,597
法人等向け	257,754	219,578	8,783	233,406	200,622	8,024
中小企業等向け及び個人向け	169,850	124,721	4,988	166,832	123,153	4,926
抵当権付住宅ローン	240,934	84,327	3,373	239,610	77,426	3,097
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	14,500	264	10	12,434	261	10
取立未済手形	7,123	1,424	56	11,252	2,250	90
信用保証協会等保証付	2,616,582	259,454	10,378	2,594,909	257,432	10,297
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	106,963	106,963	4,278	107,123	107,123	4,284
（うち出資等のエクスポージャー）	106,963	106,963	4,278	107,123	107,123	4,284
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	2,893,216	3,905,346	156,213	2,870,259	3,891,070	155,642
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び	－	－	－	－	－	－

	その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	961,754	2,404,386	96,175	961,741	2,404,354	96,174
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	－	－	－	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	－	－	－	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,931,462	1,500,960	60,038	1,908,517	1,486,716	59,468
	証券化	－	－	－	－	－	－
	（うちＳＴＣ要件適用分)	－	－	－	－	－	－
	（うち非ＳＴＣ適用分)	－	－	－	－	－	－
	再証券化	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
	（うちルックスルー方式)	－	－	－	－	－	－
	（うちマンデート方式)	－	－	－	－	－	－
	（うち蓋然性方式250％)	－	－	－	－	－	－
	（うち蓋然性方式400％)	－	－	－	－	－	－
	（うちフォールバック方式)	－	－	－	－	－	－
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	330,162	13,206	－	328,799	13,151
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△)	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		－	－	－	－	－	－
ＣＶＡリスク相当額÷８％		－	－	－	－	－	－

中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	14,004,796	6,477,112	259,084	14,111,350	6,478,084	259,123

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額
	a	ｂ＝ａ×４％	a	ｂ＝ａ×４％
	171,574	6,862	170,346	6,813

所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額
	a	ｂ＝a×４％	A	ｂ＝a×４％
	6,648,687	265,947	6,648,431	265,937

（注）

１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

７．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額　÷８％

（3）信用リスクに関する事項

①　リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．６）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

②　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額の告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーテ ングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	

③　信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

			４年度			５年度		
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内		13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	
	国外		－	－	－	－	－	－
地域別残高計			13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
	法人	農業	24,908	24,908	－	28,175	28,175	－
		林業	1,980	－	－	352	－	－
		水産業	－	－	－	－	－	－
		製造業	897	－	－	777	－	－
		鉱業	－	－	－	－	－	－
		建設・不動産業	408	－	－	268	－	－
		電気・ガス・熱供給・水道業	89	－	－	101	－	－
		運輸・通信業	－	－	－	－	－	－
		金融・保険業	7,227,774	114,012	－	6,847,926	114,012	－
		卸売・小売・飲食・サービス業	622,542	88,876	996	606,920	71,206	996
		日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－
		上記以外	206,466	173,875	2,054	175,771	160,161	2,054
	個人		3,777,182	3,697,490	6,693	3,965,183	3,879,438	11,449
	その他		2,018,966	－	－	2,043,812	－	－
業種別残高計			13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
	１年以下		7,851,436	205,193		7,489,410	180,809	
	１年超３年以下		186,605	186,605		129,251	129,251	
	３年超５年以下		209,644	209,644		206,609	206,609	
	５年超７年以下		225,672	225,672		226,938	226,938	
	７年超10年以下		215,765	215,765		206,618	206,618	
	10年超		3,035,497	3,035,497		3,240,088	3,240,088	
	期限の定めのないもの		137,630	20,786		126,559	22,678	
残存期間別残高計			13,881,217	4,099,164		13,669,290	4,252,994	

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　分	４年度					５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,128	13,834	－	13,128	13,834	13,834	13,350	－	13,834	13,350
個別貸倒引当金	29,397	36,373	－	29,397	36,373	36,373	34,148	－	36,373	34,148

⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分			４年度						５年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	国　内		29,397	36,373	－	29,397	36,373	―	36,373	34,147	－	36,373	34,147	－
	国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計			29,397	36,373	－	29,397	36,373	―	36,373	34,147	－	36,373	34,147	―
法人	農業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		996	996	－	－	996	－	996	996	－	996	996	－
	上記以外		2,054	2,054	－	2,054	2,054	－	2,054	2,054	－	2,054	2,054	－
	個　人		26,346	33,322	－	26,346	33,322	－	33,322	31,097	－	27,235	31,097	－
業種別計			29,397	36,373	－	29,397	36,373	－	36,373	34,147	－	36,373	34,147	－

⑥　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

（単位：千円）

		４年度			５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク･ウエイト０％	－	99,915	99,915	－	91,534	91,534
	リスク･ウエイト２％	－	－	－	－	－	－
	リスク･ウエイト４％	－	－	－	－	－	－
	リスク･ウエイト 10％	－	2,594,539	2,594,539	－	2,574,320	2,574,320
	リスク･ウエイト 20％	6,250,041	1,025,683	7,275,724	6,150,042	1,311,269	7,461,311
	リスク･ウエイト 35％	－	211,684	211,684	－	196,696	196,696
	リスク･ウエイト 50％	12,065	－	12,065	12,117	－	12,117
	リスク･ウエイト 75％	－	160,363	160,363	－	164,203	164,203
	リスク･ウエイト 100％	260,189	1,868,424	2,128,613	233,406	1,851,220	2,084,626
	リスク･ウエイト 150％	－	－	－	137	－	137
	リスク･ウエイト 250％	－	961,754	961,754	－	961,741	961,741
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウエイト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		6,522,296	6,922,365	13,444,661	6,395,704	7,156,117	13,551,821

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

３．経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続等は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．６６）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	４年度		５年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－
抵当権住宅ローン	－	29,182	－	42,913
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	9,042	494,895	10,164	481,063
合計	9,042	524,077	10,164	523,977

（注）

１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

２．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。

３．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．８）をご参照ください。

（８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他、これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．６９）をご参照ください。

②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	４年度		５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	－	－	－	－
非上場	956,204	956,204	956,364	956,364
合　計	956,204	956,204	956,364	956,364

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④　連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

（９）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（１０）金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（ｐ．７１）をご参照ください。

②　金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	70	100	30	27
2	下方パラレルシフト	△67	△80	△4	△1
3	スティープ化	63	91		
4	フラット化	△42	△62		
5	短期金利上昇	2	2		
6	短期金利低下	0	△6		
7	最大値	70	100	30	27
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	726		707	
IRRBB１：金利リスク					

【ＪＡの概要】

１．機構図

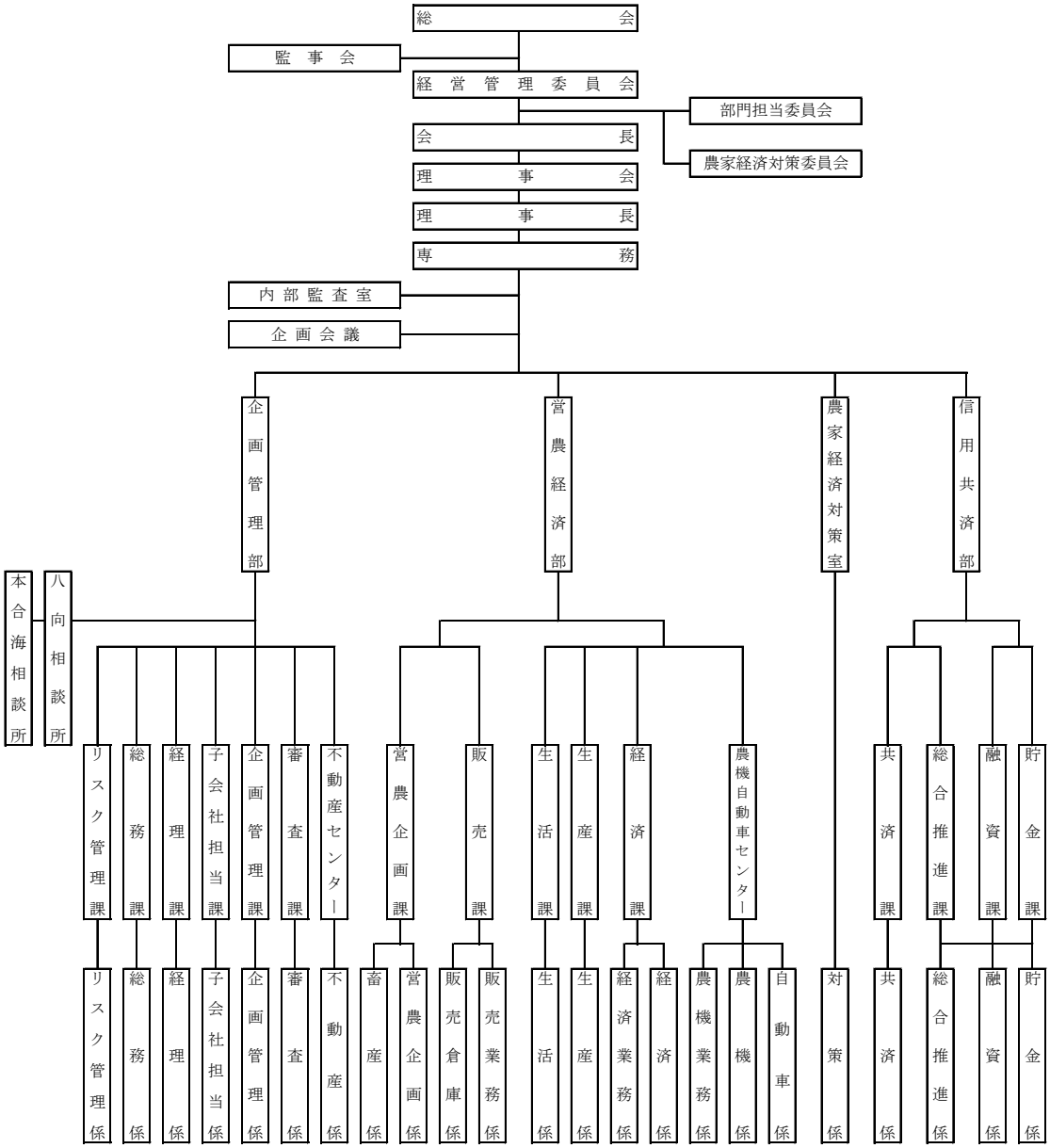
総会
監事会
経営管理委員会
部門担当委員会
会長
農家経済対策委員会
理事会
理事長
専務
内部監査室
企画会議
企画管理部
営農経済部
農家経済対策室
信用共済部
本合海相談所
八向相談所
リスク管理課
総務課
経理課
子会社担当課
企画管理課
審査課
不動産センター
営農企画課
販売課
生活課
生産課
経済課
農機自動車センター
共済課
総合推進課
融資課
貯金課
リスク管理係
総務係
経理係
子会社担当係
企画管理係
審査係
不動産係
畜産係
営農企画係
販売倉庫係
販売業務係
生活係
生産係
経済業務係
経済係
農機業務係
農機係
自動車係
対策係
共済係
総合推進係
融資係
貯金係

２．役員構成（役員一覧）

（令和６年３月現在）

役職名	常勤・非常勤の区分	代表権の有無	氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
経営管理委員会会長	非常勤		沼澤正和	H27.6.20	R6.6.22	認定農業者 大地ライフサポート㈱代表取締役社長
経営管理委員	非常勤		今田供明	H18.6.11	R6.6.22	第1号ハ
経営管理委員	非常勤		森　利夫	H18.6.11	R6.6.22	認定農業者
経営管理委員	非常勤		星川秀男	H24.6.23	R6.6.22	認定農業者
経営管理委員	非常勤		武田広美	H27.6.20	R6.6.22	認定農業者
経営管理委員	非常勤		浅沼玲子	H27.6.20	R6.6.22	女性役員
経営管理委員	非常勤		中鉢早苗	H27.6.20	R6.6.22	女性役員 第1号ハ
経営管理委員	非常勤		伊藤和彦	H30.6.23	R6.6.22	認定農業者
経営管理員	非常勤		髙山和家	R3.6.19	R6.6.22	
経営管理委員	非常勤		矢口　淳	R3.6.19	R6.6.22	認定農業者
経営管理委員	非常勤		樋渡澄雄	R3.6.19	R6.6.22	
代表理事理事長	常勤	有	柿崎広昭	H27.6.20	R6.6.22	実践的能力者
代表理事専務	常勤	有	井上達也	H27.6.20	R6.6.22	実践的能力者
理事 （信用事業専任）	常勤	無	佐藤尚徳	H29.2.1	R6.6.22	実践的能力者 職員兼務
理事営農経済部長	常勤	無	齊藤孝幸	R4.4.1	R6.6.22	実践的能力者 職員兼務
代表監事	非常勤		今田浩徳	H18.6.11	R6.6.22	
監事	非常勤		大泉　泰	R3.6.19	R6.6.22	
監事	非常勤		髙橋篤	R3.6.19	R6.6.22	
監事	非常勤		須貝　浩	R6.3.1	R6.6.22	員外監事
経営管理委員	非常勤		山科朝則	H21.6.13	R5.9.30	当期退任
監事	非常勤		紀伊義晴	H21.6.13	R6.2.29	当期退任

３．組合員数

（単位：人、団体）

区　　分		４年度	５年度	増　　減
正組合員		1,294	1,279	△15
	個　　人	1,285	1,270	△15
	法　　人	9	9	0
准組合員		654	658	4
	個　　人	627	631	4
	法　　人	27	27	0
合　　計		1,948	1,937	△11

４．組合員組織の状況

（単位：人）

組　織　名	員　数	組　織　名	員　数
支　部　長　会	79名	花　卉　生　産　協　議　会	17名
青　年　部	16名	促　成　野　菜　生　産　部　会	10名
東部ライスセンター利用組合	96名	さ　く　ら　ん　ぼ　部　会	3名
和　牛　生　産　協　会	30名	ね　ぎ　生　産　グ　ル　ー　プ	10名
酪　農　協　会	5名	直　播　栽　培　研　究　会	35名
き　ゅ　う　り　生　産　部　会	1名	新　型　農　業　機　械　研　究　会	165名
に　ら　部　会	9名	年　金　受　給　者　友　の　会	845名
ア　ス　パ　ラ　部　会	9名		
ト　マ　ト　部　会	6名		

５．特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

６．地区一覧

新庄市の区域

７．沿革・あゆみ

昭和４７年３月新庄市内４農協（新庄・稲舟・八向・本合海）が合併し、新庄市農業協同組合を設立しました。

平成２１年１０月に信用事業を本所に集約し、同年１１月に中央セルフスタンドがオープンし、平成２３年１２月に産直いなふねをオープン、平成２５年１０月に子会社である大地ライフサポート株式会社を設立し、燃料事業ガス事業、自動車整備事業、葬祭事業を移管しました。

平成２９年９月にコンビニ本合海店をオープンしました。

平成３０年４月から自動車整備事業を子会社から戻し、農機自動車センターとして再稼働しました。

財務基盤強化のため、令和５年１２月末に産直いなふねを閉店し、令和６年３月末に本合海相談所を閉鎖しました。

８．店舗等のご案内

（令和６年３月末現在）

店舗及び事務所名	住　所	電話番号	ＡＴＭ（現金自動化機器） 設置・稼働状況
本　　所	新庄市沖の町５番55号	(22) 3966	１台
本合海相談所	新庄市大字本合海172番地	(26) 2311	
いなふね相談所	新庄市大字松本285番地	(22) 4928	
農機自動車センター	新庄市金沢字関屋4384－2	(23) 7500	
資材倉庫 ゆきむろ倉庫	新庄市金沢字関屋4400－2	(23) 7505	